特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務 項目評価書	基礎

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南相馬市は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県南相馬市長

公表日

令和5年7月26日

関連情報

法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 予防接種履歴の記録に関する事務 予防接種による健康被害救済の支給に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、南相馬市は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務におて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報携を行う。 [新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務] ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	为廷旧私	
T予防接種事務」 南相馬市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 予防接種履歴の記録に関する事務 費用徴収に関する事務 予防接種による健康被害救済の支給に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、南相馬市は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務におて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報携を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	1.特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
南相馬市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 予防接種履歴の記録に関する事務 費用徴収に関する事務 予防接種による健康被害救済の支給に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、南相馬市は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務におて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報携を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務
・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事務の概要	南相馬市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種の対象者の把握及び未接種者の把握に関する事務 対象者及び未接種者への勧奨及び案内通知に関する事務 予防接種履歴の記録に関する事務 費用徴収に関する事務 予防接種による健康被害救済の支給に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、南相馬市は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】
の必 何を行う。		・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。
1.健康管理システム 2.住基システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.ワクチン接種記録システム(VRS)	システムの名称	2 . 住基システム 3 . 団体内統合宛名システム 4 . 中間サーバー

2.特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

3.個人番号の利用	
	【予防接種事務】 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ·番号法第9条第1項 別表第一の10の項
法令上の根拠	2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府·総務省令第5号) ·別表第一省令第10条
	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無 「実施する」 「実施する」 「選択肢> 「)実施する 「)実施する 「)実施する 「)実施しない 「)、実施しない 「)、表第二における情報提供の根拠 「項番 16の2、16の3、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 「別表第二における情報照会の根拠) 「項番 16の2、17、18、19、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2

5.評価実施機関における担当部署							
部署	健康福祉部 健康づくり課						
所属長の役職名	健康づくり課長						
6.他の評価実施機関	6.他の評価実施機関						
-							
7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	郵便番号975-8686 南相馬市役所総務部総務課法務文書係 住所:福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話:0244-24-5222 ファックス0244-24-5214 E-mail:somu@city.minamisoma.lg.jp						
8.特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	郵便番号975-8686 南相馬市役所復興企画部デジタル推進課 住所:福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話:0244-24-5213 ファックス0244-24-5214 E-mail:digital@city.minamisoma.lg.jp						

しきい値判断項目

1.対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
いつ時点の計数か			4年3月11日 時点			
2.取扱者数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	4年3月11日 時点			
3.重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

しきい値判断結果

してい直列町和木	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1 . 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類			
	項目評価額	•	重点項目評 [.]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全: 価書又は全項目評価書において、リスク対	項目評価書
2.特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシス	テムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3.特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4.特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[]5	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5 . 特定個人情報の提供・移転	気(委託や	青報提供ネットワー	クシステム	•	是供・移転しない
不正な提供·移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6.情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている < 選択肢 >	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7.特定個人情報の保管・注	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8.監査					
実施の有無	[]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・台	発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	13

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	1.特定個人情報を取り扱う事 務		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務	事後	新型コロナリイルス感祭症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって、これている。
令和4年3月11日	4.情報連携- 法令上の根拠		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務	事後	新望コロナリイルス燃架症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和4年3月11日	4.情報連携- 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律改正に伴うもの
令和5年7月26日	8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	南相馬市総務部総務課情報係 somu@city.minamisoma.lg.jp	南相馬市復興企画部デジタル推進課 digital@city.minamisoma.lg.jp	事後	所属の変更に伴うもの